

令和 3 年 8 月 23 日現在

機関番号：32689

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2017～2020

課題番号：16KK0066

研究課題名（和文）著作物の類似性に関する網羅的な国際比較研究（国際共同研究強化）

研究課題名（英文）Comparative study of similarity of copyrighted works(Fostering Joint International Research)

研究代表者

上野 達弘 (Ueno, Tatsuhiro)

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：80338574

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 9,000,000円

渡航期間： 11ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究は、著作物の「類似性」に関して、日本における議論および裁判例のみならず、諸外国における議論を網羅的に分析した上で、これらを横断的に研究するものである。研究代表者八、2019年度にミュンヘン大学に滞在し、欧米諸外国の調査を幅広く行うなどした結果、類似性判断に影響を与える様々な要因のほか、国や地域、あるいは時代によって傾向や相違が見られることを明らかにすると共に、これまで法理論的観点のみからは説明がつかないとされてきた要素についても新たな視点を見いだした。その成果の一部は、2021年7月に『ケース研究 著作物の類似性判断 ビジュアルアート編』（勁草書房）として発表する予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

著作物の類似性というのは、著作権という独占権の及ぶ保護範囲を画するものであり、人の行動や表現の自由を過度に害しないための重要な論点であるところ、本研究によって、著作物の類似性が網羅的に分析され、その理論的・実践的な課題がかなりの程度明らかにされたことは、デジタル時代においてますます重要な社会における表現活動の適切な自由を確保する点で、大きな社会的意義を有すると考えられる。また、本研究は幅広い比較法を対象としていることから、本研究成果は、この問題に関する日本の国際的な位置づけを明らかにして、広い視野でそのあるべき姿を志向する理論的視座を提供した点で、学術的意義も大きいものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study aims at analyzing the "similarity test" of copyrighted works by examining theories and case law in Japan and other jurisdictions. In particular, my stay at University of Munich as Visiting Scholar made me possible to intensively study this issue from the wide viewpoint by gathering case law especially in European countries. As a result, it became evident that there are some interesting tendencies regarding the "similarity test" in every jurisdiction and every period, and that a new perspective was found for the problems that had been hard to theoretically understand. As one of the outcome of my study, a book titled "Case Study on Similarity of Works (1)Visual Art" will be published in July 2021.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作物 著作権 類似性 侵害 パクリ

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初においては、著作物の類似性に関するまとまった事例研究や比較法研究は必ずしも十分でなく、現実の訴訟実務においても、類似性判断というのは極めて不明確で予測可能性の低い課題であった。これでは、新たな作品を発表するなど、人間が表現活動を行おうとする際に、どこまでが適法か判断することが困難になり、結果として表現活動が萎縮してしまうことになりかねないという問題があった。

2. 研究の目的

本研究は、すでに研究代表者が実施していた科研費・基盤研究(C)「著作物の類似性に関する総合的・比較法的研究」(16K03449)を発展させるものとして、著作物の類似性に関する理論的・実務的な問題に取り組み、日本における議論および裁判例はもちろん、国際的視点から、ドイツ、イギリス、アメリカ、フランス等の諸外国における議論も幅広く分析した上で、これらを横断的に研究するものである。

3. 研究の方法

本国際共同研究加速基金としては、2019年4月から2020年3月まで、ミュンヘン大学(ルードヴィヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン)に客員研究員として滞在し、これに隣接し、世界で最も知的財産法に関する資料・文献・人材が集中するマックスプランク・イノベーション・競争法研究所において、諸外国における議論・裁判例の網羅的調査を行った。具体的には、この滞在期間中、同大学のMatthias Leistner教授およびAnsgar Ohly教授が担当する知的財産法講座の中に特別の研究スペースを提供され、これによって同講座に所属する多くの若手研究者とも有益な研究交流をすることができた。

この滞在期間中、ミュンヘン大学とニューヨーク大学との研究合宿(2019年7月30日～8月1日)など、ミュンヘンで多くの研究会合に参加できたのはもちろん、その他のドイツ各地(ベルリン〔2回〕、フランクフルト、ゲッティンゲン)そして、スイス(ジュネーブ)、オランダ(アムステルダム)、ベルギー(ブリュッセル)、ポーランド(ワルシャワ、クラクフ〔2回〕、ポズナン)、ノルウェー(オスロ)、チェコ(プラハ)、フランス(パリ)、ルクセンブルク、アメリカ(ニューヨーク、ナッシュビル、ボストン)、インドネシア(ジャカルタ)といった各国に出張することができ、Jacques de Werra教授(ジュネーブ大学)、Alexander Peukert教授(フランクフルト・ゲーテ大学)、Anna Tischner教授(ヤゲロニアン大学)、Silke von Lewinski博士(マックスプランク研究所)、Rafał Sikorski教授(アダム・ミツキエヴィチ大学)、Adolf Dietz教授(元マックスプランク研究所)、Frank Gotzen教授(ルーヴァン・カトリック大学)、Raquel Xalabarder教授(バルセロナ自由大学)、Christoph Geiger教授(ストラスブルグ大学)、Martin Senftleben教授(アムステルダム自由大学)、Jonathan Griffiths教授(ロンドン大学)など、多数の著名な研究者と様々な議論を行うことができた。

この間、IPRE Conference(2019年6月29日@ジュネーブ)、ヤゲロニアン大学(2019年10月24日・同年12月13日@クラクフ)、フランクフルト・ゲーテ大学(2020年2月11日@フランクフルト)、IPIRA Conference(2020年2月27日@ジャカルタ)といった招待講演を含めて、研究報告を行う機会も多かった。

4. 研究成果

本研究は、特に2019年度を中心に上記のような環境で集中的な研究を行うことができ、その結果、多大な研究成果を得ることができたと考えている。その成果の一部は、2021年7月発売予定の書籍(上野達弘・前田哲男『ケース研究 著作物の類似性判断 ビジュアルアート編』〔勁草書房、2021年〕)のほか、今後様々な形で公表する予定であるが、以下、その一端を報告する。

(1) 時代による類似性判断の変化

日本における裁判例を検討すると、古い時代になればなるほど、類似性を肯定する裁判例が多い傾向があるように思われる。そこでは、必ずしも十分な理由が示されない場合も多い。そのため、現代の文献においては、類似性を肯定した結論に対する批判的見解が定着している裁判例も少なくない(例：東京地八王子支判昭和62年9月18日無体裁集19巻3号334頁〔日野市壁画事件〕)。

また、古い裁判例には、複数の対象物の一部に明らかな侵害があると、それ以外の部分について必ずしも個別に検討することなく全てについて類似性を肯定する傾向があるようにも思われる(例：東京地判昭和60年10月30日無体裁集17巻3号520頁〔動書「私の散歩道」事件〕、大阪高判平成9年5月28日知的裁集29巻2号481頁〔エルミア・ド・ホーリイ事件：控訴審〕)。

これに対して、ごく最近の裁判例は、複数の係争物について個別具体的に詳細な検討を加え、一つの著作物を構成する多数の要素についても個別に検討することによって、類似性を厳格に判断する結果、これを否定するに至るものが少なからず見られる(例：大阪地判平成21年3月26日判時2076号119頁〔マンション読本事件〕)。

(2) 原告作品の著名性による類似性判断への影響

日本の従来の裁判例においても、著名な人気キャラクターについて類似性を容易に肯定したものが見られるところ（例：東京地判昭和52年11月14日無体裁集9巻2号717頁〔ライダーマン事件〕、東京地判昭和52年3月30日（昭和51年（ワ）第3895号）〔たいやきくん事件〕）、類似性判断において、原告著作物の著名性や需用者の誤認混同といった要素が影響をもたらしているかどうかという問題については、被告が原告著作物の著名性にフリーライドする意図を有していた場合（「強い依拠」とも呼ばれる）は「当事者間の公平」から類似性を容易に肯定することを認める見解も見られるところであるが、なお検討を要する。

(3) 現実の主張立証による類似性判断への影響

日本における裁判例を検討すると、特に最近のものに関して、当事者による主張立証が類似性判断に影響を与えたように思われるものが少なくない。そもそも、類似性が認められるためには「創作的表現の共通性」が必要となるところ、ある表現が創作性を有するかどうか争われる場合は、当該表現がありふれたものと言えるかどうか問題となり、当該表現と似たような表現が他に存在するかどうかについて、原告も被告も主張立証を行うことになるが、特に小規模の紛争でありながら非常に多数の著作物が問題となるような事案においては、当事者から十分な主張立証が行われない場合があり、そのような場合に、従来の裁判例には、原告著作物以外の似た表現の存在を具体的に認定した上で、ありふれた表現に当たると判断したものが一方、特にそうした事実や証拠に基づくことなく、ありふれた表現に当たると判断したものが見られるのである。

したがって、被告側が原告著作物と似た他の表現を多数証拠として提出したからこそ、原告著作物と被告著作物の共通部分における創作性を否定し得る根拠となり、結果として裁判所が類似性を否定できたように見えるものがある反面、裁判例によっては異なる考えに基づくように思われるものがあり、ここにも時代による変化を指摘できる。

(4) 経緯・事情による類似性判断への影響

日本における裁判例を検討すると、それぞれの事案における当事者間の交渉経緯や法廷での言動などが直接ないし間接に裁判官の心証に影響し、結果として類似性判断に影響を受けたり、訴訟経済上の観点もしくは当該事案において相対的に認定困難な他の争点（例：著作権譲渡、著作物性）に関する判断を回避するため、結果として類似性判断に影響を受けたりすることがあるように感じられることがある。

これについては、類似性のような柔軟な概念が、個別の事案における一切の事情を総合的に考慮して裁判官が望ましいと考える帰結を実現する手段としての役割を果たしていると評価する見方もあるかも知れないが、しかし、類似性判断というものは著作権という排他権による独占が及び客体の範囲を画するものであり、これが不明確であると、それがもたらす萎縮効果を含めて、他者の行為自由を過度に害することになりかねないことから、慎重な姿勢が求められる。

(5) 地域による類似性判断の相違

日本における裁判例を検討すると、東京地裁は、大阪地裁と比較すると類似性を厳格に判断する傾向がどちらかといえば強いようにも感じられるが（例：大阪地判平成31年4月18日（平成28年（ワ）第8552号）〔眠り猫事件〕、大阪高判令和3年1月14日（令和元年（ネ）第1735号）〔金魚電話ボックス事件：控訴審〕）、ただこの傾向は必ずしも一般的なものとは言えないかも知れず、さらなる検討を要する。

(6) 国による類似性判断の相違

著作物の類似性判断は、国による相違もかなり多く見受けられる。この点については、本共同研究を通じて広げられた国際的な人脈を活かしつつ、今後様々な形で国際的な研究をさらに進展させる予定であるが、例えば、ドイツにおける従来の裁判例を検討すると、現代の日本と比較すると容易に類似性を肯定するものが散見されるように思われる（例：OLG Köln, Urt. v. 20.2.2015, GRUR-RR 2015,275, Airbrush-Urnen）。もともとドイツは、自由利用に関するドイツ著作権法24条の規定を有し、類似性も創作的表現の共通性のみで判断されるわけではないと解されるが、そのようなことから創作的表現の共通性自体は比較的容易に肯定されてきた可能性もある。

ただ、2021年5月のドイツ著作権法改正により、自由利用に関する同法24条は削除された。この自由利用の規定は、ドイツにおいて旧著作権法（LUG・KUG）以来存在する伝統ある規定であるため、これが削除されたことによって、今後ドイツにおける類似性判断がどのように変化するのか、引き続き注目していくと共に、いずれ成果として発表したい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 28
2. 論文標題 知的財産保護の多層化と自由の確保	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報号頁	6. 最初と最後の頁 53-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tatsuhiko Ueno	4. 巻 -
2. 論文標題 Flexible interpretation of the provision of quotation in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 LIU Kung-Chung (ed.) Annotated Leading Copyright Cases in Major Asian Jurisdictions	6. 最初と最後の頁 296-305
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 37
2. 論文標題 ブロッキングとリーチサイトをめぐる議論状況	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法とコンピュータ	6. 最初と最後の頁 3-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 91巻8号
2. 論文標題 人工知能と機械学習をめぐる著作権法上の課題 日本とヨーロッパにおける近時の動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 33~40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 72巻4号
2. 論文標題 著名商標のパロディ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 67～82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 72巻4号
2. 論文標題 著名商標のパロディ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 -
2. 論文標題 表現の選択の幅〔ライブドア裁判傍聴記事〕	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 小泉直樹・田村善之・駒田泰士・上野達弘編『著作権判例百選』（有斐閣、第6版）	6. 最初と最後の頁 8～9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 28
2. 論文標題 知的財産法と労働法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 36～42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 26
2. 論文標題 実演と隣接権制度	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 12~19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 44
2. 論文標題 インターネット放送をめぐる著作権法上の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 著作権研究	6. 最初と最後の頁 43~61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 449号
2. 論文標題 舞台芸術と知的財産法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 27-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 70巻11号(別冊17号)
2. 論文標題 音の商標の識別性と類似性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 パテント	6. 最初と最後の頁 109-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 -
2. 論文標題 人工知能による“発明”と“創作”	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Japio YEAR BOOK 2017 (日本特許情報機構)	6. 最初と最後の頁 20-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 77号
2. 論文標題 ライブハウスにおける演奏主体	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 L & T	6. 最初と最後の頁 23-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 1510号
2. 論文標題 著作物の利用行為主体をめぐる議論と課題 音楽教室、ライブハウス、投稿サイト	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 72-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 -
2. 論文標題 人工知能と機械学習をめぐる著作権法上の課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『知的財産紛争の最前線(3)』L & T別冊(民事法研究会)	6. 最初と最後の頁 56-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上野達弘	4. 巻 -
2. 論文標題 権利制限の一般規定 受け皿規定の意義と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中山信弘・金子敏哉編 『しなやかな著作権制度に向けて コンテンツと著作権法の役割 』（信山社）	6. 最初と最後の頁 141～182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計23件（うち招待講演 15件 / うち国際学会 10件）

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 The "flexible" copyright exceptions introduced in Japan: A future model for European civil law countries?
3. 学会等名 Second IP Researchers Europe Conference (IPRE) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 Text-and-data Mining Exception
3. 学会等名 Challenges of the Directive 2019/790 on Copyright and Related Rights in the Digital Single Market, Jagiellonian University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 The "flexible" copyright exception in civil law countries: 2018 Amendment in Japan and the future model for Europe?
3. 学会等名 Jagiellonian University, Cracow IP Colloquium (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 The "flexible" Japanese copyright exception: A model for Europe?
3. 学会等名 Workshop Japanese IP Law, Goethe University Frankfurt am Main (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 Copyright Exception for Text-and-Data Mining: Japan as "Paradise for Machine Learning"
3. 学会等名 Second IPIRA Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 Recent Amendment of Japanese Copyright Act
3. 学会等名 Korea-Japan Copyright Forum in Seoul (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 Mediation and Arbitration in Copyright Disputes
3. 学会等名 ALAI (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 ブロッキングとリーチサイトをめぐる議論状況
3. 学会等名 法とコンピュータ学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 知的財産保護の多層化と自由の確保
3. 学会等名 国際経済法学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 ネット放送をめぐる総論的考察
3. 学会等名 著作権法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 著作権訴訟における立証をめぐる諸問題
3. 学会等名 金沢弁護士会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 著作権法の明確性と柔軟性
3. 学会等名 著作権シンポジウム
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 Copyright Issues on Artificial Intelligence and Machine Learning
3. 学会等名 IJCAI-17 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 Liability of internet intermediaries in Japan
3. 学会等名 The 7th Global Forum on Internet Governance (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 オープンソースソフトウェア (OSS) と著作権
3. 学会等名 WIPO Conference (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 The Role of Copyright Law
3. 学会等名 WIPO Asia-Pacific Regional Workshop (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 ADR System and Trends in Copyright Disputes in Japan
3. 学会等名 WIPO-KCC Copyright Mediation Seminar (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 A I / 応用美術と著作権法
3. 学会等名 弁理士同友会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 応用美術等と著作物法
3. 学会等名 第二東京弁護士会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 著作権法学のあゆみ
3. 学会等名 北海道大学（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 著作権法上の“引用”を考える
3. 学会等名 JASRACシンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tatsuhiko Ueno
2. 発表標題 The Role and Challenge of the Copyright System in Japan
3. 学会等名 WIPO-文化庁著作権研修（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上野達弘
2. 発表標題 著作権法に関する最高裁判決の射程 最高裁判決のミスリード？
3. 学会等名 CRIC月例著作権研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 高林龍・三村量一・上野達弘編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 248
3. 書名 年報知的財産法2019 - 2020	

1. 著者名 高林龍・三村量一・上野達弘編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 248
3. 書名 年報知的財産法2018 - 2019	

1. 著者名 小泉直樹・田村善之・駒田泰士・上野達弘編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 232
3. 書名 著作権判例百選（第6版）	

1. 著者名 高林龍・三村量一・上野達弘編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 年報知的財産法2017 - 2018	

〔産業財産権〕

〔その他〕

研究業績
<http://www.f.waseda.jp/uenot/list.html>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	ライストナー マティアス (Leistner Matthias)	ミュンヘン大学・法学部・教授	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
その他の研究協力者	オーリー アンスガー (Ohly Ansgar)	ミュンヘン大学・法学部・教授	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
ドイツ	ルートヴィヒ・マクシミリアン大学		
ドイツ	フランクフルト・ゲーテ大学		
ポーランド	ヤゲロニアン大学		